【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

**第二十五条**　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　五年

六　内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

七　四半期報告書及びその訂正報告書　三年

八　半期報告書及びその訂正報告書　三年

九　第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　三年

十　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

十一　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

十二　親会社等状況報告書及びその訂正報告書　五年

２　有価証券の発行者で前項第一号から第十一号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十二号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

３　金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

４　有価証券の発行者で第一項第一号から第十号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十二号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

５　前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により縦覧書類の写しを提出子会社に送付し、又は金融商品取引所若しくは政令で定める認可金融商品取引業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

６　内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書の提出命令

二　第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

三　第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四　第二十四条の四の三第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正確認書の提出命令

７　前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者（当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合にあつては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。）及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

８　前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

**第二十五条**　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　五年

六　内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

七　四半期報告書及びその訂正報告書　三年

八　半期報告書及びその訂正報告書　三年

九　第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　三年

十　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

十一　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

十二　親会社等状況報告書及びその訂正報告書　五年

２　有価証券の発行者で前項第一号から第十一号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十二号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

３　金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

４　有価証券の発行者で第一項第一号から第十号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十二号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

５　前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により縦覧書類の写しを提出子会社に送付し、又は金融商品取引所若しくは政令で定める認可金融商品取引業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

６　内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書の提出命令

二　第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

三　第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四　第二十四条の四の三第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正確認書の提出命令

７　前項の場合において、内閣総理大臣は、第二項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者（当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合にあつては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。）及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

８　前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その時以後、当該通知に係る縦覧書類の写しについては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（改正前）

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

**第二十五条**　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　五年

六　内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

七　四半期報告書及びその訂正報告書　三年

八　半期報告書及びその訂正報告書　三年

九　第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　三年

十　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

十一　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

十二　親会社等状況報告書及びその訂正報告書　五年

２　有価証券の発行者で前項第一号から第十一号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十二号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

３　金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

４　有価証券の発行者で第一項第一号から第十号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十二号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

５　前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを提出子会社に送付し、又は金融商品取引所若しくは政令で定める認可金融商品取引業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

（６～８　新設）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第六項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　五年

六　内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

七　四半期報告書及びその訂正報告書　三年

八　半期報告書及びその訂正報告書　三年

九　第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　三年

十　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

十一　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

十二　親会社等状況報告書及びその訂正報告書　五年

２　有価証券の発行者で前項第一号から第十一号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十二号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

３　金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

４　有価証券の発行者で第一項第一号から第十号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十二号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

５　前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを提出子会社に送付し、又は金融商品取引所若しくは政令で定める認可金融商品取引業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

（改正前）

（新設）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

（五～七　新設）

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

（九 　新設）

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

八　親会社等状況報告書及びその訂正報告書　五年

②　有価証券の発行者で前項第一号から第七号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第八号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者で第一項第一号から第六号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第八号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを提出子会社に送付し、又は証券取引所若しくは政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】

（改正後）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

八　親会社等状況報告書及びその訂正報告書　五年

②　有価証券の発行者で前項第一号から第七号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第八号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者で第一項第一号から第六号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第八号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類　の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを提出子会社に送付し、又は証券取引所若しくは政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

（改正前）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

（八　新設）

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を　、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

（改正前）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

（改正前）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び前条第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び前条第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

（改正前）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書又は臨時報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

（七　新設）

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項及び前条第五項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項及び前条第五項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（改正前）

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】

（改正後）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書又は臨時報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

（改正前）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　有価証券届出書（第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　有価証券届出書（第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）　五年

二　第五条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　一年

三　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　発行登録が効力を失うまでの期間

四　有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書　五年

五　半期報告書及びその訂正報告書　三年

六　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

（改正前）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　有価証券届出書　五年

（二三　新設）

二　有価証券報告書及びその添附書類並びにこれらの訂正報告書　五年

三　半期報告書及びその訂正報告書　三年

四　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第二十五条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　有価証券届出書　五年

二　有価証券報告書及びその添附書類並びにこれらの訂正報告書　五年

三　半期報告書及びその訂正報告書　三年

四　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

②　有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条　の規定により第一項各号に掲げる書類の写しを証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して提出することができる。

（⑥　削除）

（改正前）

第二十五条　有価証券届出書並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵省にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。但し、有価証券届出書についてはこれに係る届出がその効力を生じた日から五年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）、報告書及び訂正報告書については当該書類を大蔵大臣が受理した日から五年を経過した場合においては、この限りでない。

②　有価証券の発行者は、有価証券届出書の写並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書の写を、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所は、第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定により提出された届出書類の写並びに前条の規定により提出された報告書及び訂正報告書の写を、大蔵省令で定めるところにより、当該証券取引所に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定により届出書類の写又は前条の規定により報告書若しくは訂正報告書の写を証券取引所に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分は、これを当該書類から削除して提出することができる。

⑥　第一項但書の規定は、第二項及び第三項に規定する有価証券届出書、届出書類、報告書及び訂正報告書の写について、これを準用する。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二十五条　有価証券届出書並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵省にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。但し、有価証券届出書についてはこれに係る届出がその効力を生じた日から五年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）、報告書及び訂正報告書については当該書類を大蔵大臣が受理した日から五年を経過した場合においては、この限りでない。

②　有価証券の発行者は、有価証券届出書の写並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書の写を、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

③　証券取引所は、第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定により提出された届出書類の写並びに前条の規定により提出された報告書及び訂正報告書の写を、大蔵省令で定めるところにより、当該証券取引所に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

④　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤　前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定により届出書類の写又は前条の規定により報告書若しくは訂正報告書の写を証券取引所に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分は、これを当該書類から削除して提出することができる。

⑥　第一項但書の規定は、第二項及び第三項に規定する有価証券届出書、届出書類、報告書及び訂正報告書の写について、これを準用する。

（改正前）

第二十五条　有価証券届出書及び前条の規定による報告書は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵省にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（②③　新設）

②　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

③　何人も、大蔵省令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することができる。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

（⑥　新設）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】

（改正後）

第二十五条　有価証券届出書及び前条の規定による報告書は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵省にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

②　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請し、大蔵大臣が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

（改正前）

第二十五条　有価証券届出書及び前条の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定めるところにより、証券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

②　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを証券取引委員会に申請し、証券取引委員会が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

③　何人も、大蔵省令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することができる。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

（改正前）

③　何人も、命令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することができる。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二十五条　有価証券届出書及び前条の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定めるところにより、証券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

②　有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを証券取引委員会に申請し、証券取引委員会が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

③　何人も、命令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することができる。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。